

JICA 環境社会配慮ガイドライン第4回フォローアップ委員会

日時 平成16年3月1日(月)

午後六時開会 JICA 国際協力総合研修所

出席委員 (敬称省略)

議長/委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
ビューロー/委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター
委員	松本 悟	メコンウォッチ
委員	松本 郁子	FoE ジャパン
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員	作本 直行	アジア経済研究所開発研究センター次長・ 法制度研究グループ長
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員(代理人出席)	氏家 寿之	海外コンサルティング企業協会環境部会代表
ビューロー/委員	片山 徹	海外環境協力センター専務理事
	富本 幾文	独立行政法人国際協力機構企画・評価部
	上條 哲也	独立行政法人国際協力機構企画・評価部 環境女性課

欠席委員

委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課長
委員	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長
委員	山崎 信介	農林水産省大臣官房国際部国際協力課長
委員	根井 寿規	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長
ビューロー/委員	山田 彰	外務省経済協力局無償資金協力課長
委員	河野 章	外務省経済協力局国別開発協力課長
委員	沼田 幹夫	外務省経済協力局技術協力課長
委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター
委員	田中 聡志	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	独立行政法人国際協力機構国際協力専門員
ビューロー	鈴木有津子	独立行政法人国際協力機構企画・評価部 環境女性課長

○ 川村委員 今日原科先生が30分ほど遅れられるとのことなので、ビューローメンバ

一に代わりにやってくれと言われまして、私が初めの 30 分間のみ議長を務めさせていただきます。

それでは、時間になりましたのでそろそろ始めたいと思います。

今日の進め方ですが、とりあえず前回以降変更のあった資料についてまず事務局からご説明を頂いて、そのあと前回に引き続きガイドラインの検討を進めていくという形でいきなりたいと思います。それが終わりましたら、前回の意見を踏まえて修正された中身について確認していくという形に戻っていくのではないかと思います。とりあえず初めに事務局からお願いします。

- **事務局 上條哲也** (以下 上條) 今日のお手元の資料を簡単にご説明します。まず表紙「FC. 4-1」がありまして、今日は資料が四つついてます。「パブリックコメントの状況」というのは、前回出しましたパブリックコメントの状況を多少修正したものです。修正した箇所は番号の下に下線を引いています。その下線を引いたところは何が変わったかといいますと、前回、根拠が示されているコメントについては根拠を書くようにというご指摘がありましたので、根拠があるものは根拠をそのまま足してあります。一部前回の議論を踏まえて、対応ぶりをちょっと変えているところがあります。特にステークホルダーの扱いのところや言葉遣い、そのあたりは少し変えているところがあります。それが FC. 4-2 です。

次の FC. 4-3 は、前回も海外からのコメントをご紹介させていただいたのですが、前回の 2月 18日以降にコメントがこの 10 日ぐらいでまた来ましたので、そのコメントを追加してあります。これは読んでいただくと分かるのですが、多くの国でガイドラインなり関係する法律がありまして、そういう国々の法律やガイドラインを尊重してほしいとか、JICA が物事を決める前には相談してほしいとか、そのようなコメントが多かったです。

次の FC. 4-4 は、自然環境研究センターの臼井さんから、前回の修正案についてのコメントということで頂きました。スクリーニングの様式をより使いやすいものにしたほうが良いということと、あとは調査団員の質および団員の選考ということでご意見を頂いています。

最後が FC. 4-5 です。「社会環境と人権の配慮」、お手元のページだと 4-5 の 13 ページですが、2.7 までの議論を前回しましたので、その議論を踏まえて最初から 2.7 のところまでは修正してあります。2.8 以降は、前回の議論で、具体的にいえば情報公開やステークホルダーとの協議を「働きかける」という言い方をしていたのですが、「働きかける」というのはちょっとよくないのではないかというご意見もありました。あとはステークホルダーを、現地ステークホルダーと現地のつかないステークホルダーの 2 種類とすると。それは書き分けるというご指摘がありましたので、その趣旨に踏まえて 2.8 以降、具体的にいえば 15 ページのⅢの「環境社会配慮の手続き」のところの修正の書きぶりなのですが、そこを「働きかける」という言葉遣いをやめたのと、ステークホルダーの中で「現地」とつけたほうが適切だと思うところに「現地」とつけたという修正をしてあります。今、お

手元に配りました資料の説明は以上です。

- **川村委員** ありがとうございます。前回から新たに加えられた途上国政府からのコメントと臼井さんのコメントについては、特に内容に反映しなければいけないような論点はあるのでしょうか。
- **上條** 海外からのコメントと臼井さんのコメントを見せていただいて、ガイドラインの内容を特に修正する必要はないと判断しました。
- **川村委員** 分かりました。では、これについては特に議論しなくていいという形でよろしいですね。

それでは、前回に引き続きガイドラインの案のほうをご議論いただければと思います。松本委員、よろしく。

- **松本悟委員** 大量の作業、お疲れさまです。特に FC.4-2 のパブリックコメントに対する対応を修正されたということなのですが、実をいいますとやや驚きました。というのは、この会合自体はオープンでやる。議事録が恐らく追いついていないと思うのですが、じきに追いついてくるかと思えます。そうしたときに、JICA としてはこのフォローアップ委員会の次回3日の議論までを終えてから、この一連の資料をフォローアップ委員会の意見も入ったという形で公開をされるのか。それとも事前に JICA が用意された案自体をまず自分たちの対応策とそれに対する JICA 修正案という形で出されて、その後フォローアップ委員会でこういう意見が出たから次にこのように修正されたという形でホームページ上公開されるのか、どちらなのか。今回、この対応までこういう形に変えてこられたので、はっきりさせておきたいと思えます。
  - **上條** 会議の資料としては、前回の第3回のと時のパブリックコメントの状況も公開するようにしています。今回も、第4回の資料としては、今お手元のこの FC.4-2 も公開するつもりです。今日とあさって、また議論があると思えますが、そこでやはりまた変えたほうがいいのかという判断があれば、それはまた変える必要があると思えます。
  - **川村委員** 今の回答でよろしいですか。
  - **松本悟委員** はい。
  - **川村委員** ガイドラインのほうに戻りたいと思えます。次に2.7以降で修正があるところは15ページの4です。この点はいかがでしょうか。
  - **上條** 説明したほうがいいですか。
  - **川村委員** そうですね。説明をお願いします。
  - **上條** 2.8、2.9、2.10は特に修正もしていないのですが、このままでいいということでしょうか。
- それでは3にいかせていただきます。3.1も前回、第3回のと時と特に何の変更もしていません。
- **川村委員** 松本委員どうぞ。
  - **松本悟委員** これも確認ですが、改定委員会のときに、情報公開についてはいろいろな

ところにばらけて書くと混乱するので、大きくはⅡの2.1で書きましょうということになっていたという理解です。

2.1の情報公開のところには、項目8において「JICAは、情報公開をウェブサイト上で日本語及び英文により行う」ということが書いてあります。しかし、ここではとりあえず限定的にその後の報告書のことも含めてそこに書いているので、一つ確認をさせていただきたいのは、この3.1に書かれているウェブサイト上での情報公開も日本語と英語であるということ、ここで確認をさせてください。

- **川村委員** 上條さん、どうでしょう。
- **上條** 日本語と英語です。
- **松本悟委員** これは書かなくてもいいのでしょうか。
- **上條** それは書いたほうがいいのか、書かないほうがいいのかということだと思いますが、重要だと思うのであれば手続きにも書いたほうが良いと思います。ただ、今までは特に改定委員会の際にもらった提言の中でも、この手続きのところでは特に書いていなかったと思います。
- **川村委員** 松本委員、いかがですか。
- **松本悟委員** これは若干JBICのところの後日いろいろと議論になっているので、改めてしっかりと聞いておきたいというところです。つまり我々とすれば、当然これは英語で情報を出すだろうなと思っているので、うっかりすると忘れてしまうのですが、これは日本語だけではなくて英語でも出すということによろしいわけですね。
- **上條** そうです。
- **川村委員** では、一応、日本語・英語で書くということで確認しておいてよろしいですか。
- **上條** ガイドライン上に日本語と英語で書いたほうが良いということでしょうか。書くということでしょうか。
- **松本悟委員** 改めて英語と日本語でウェブサイト上で書いたほうが良いところが、ほかにこれ以外に見当たらなかったのです。実はあるのかもしれない。もし精査をして、ほかにも重なるのであれば、最初に上條さんがおっしゃったように、あちこちにその文言が入るのはよろしくないと思いますので、もし複数そういう箇所があるようであればⅢには書く必要がないと思います。もちろん趣旨としては日本語・英語で公開されるということは今理解をしましたので、そこはガイドラインとして読みやすいほうということで私はいいかと思います。
- **川村委員** 分かりました。ここで確認をしておけばいいという理解でよろしいですね。では、そういう理解で次にいきたいと思います。  
15ページまでのところでいかがでしょうか。お願いします。
- **氏家委員(代理青木)** 海外コンサルティング企業協会環境部会の氏家の代理で参りました青木です。読んだ瞬間にぱっと目についてしまったのですが、13ページのいちばん下

に「社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会配慮の回避」と書いてあるのですが、「環境社会影響」ではないかと思いました。

○ **川村委員** これはそのとおりですか。

○ **上條** そうです。

○ **川村委員** これはそうですね。環境社会配慮を回避してはいけません。ありがとうございます。

どうでしょう。15 ページまでで。よろしいですか。

では、次は幾つか修正点が入っていますので説明いただいたほうが良いと思いますが、16 ページの 3.2.2 および 3.2.3、お願いします。

○ **上條** 3.2.2 は特に何の変更もありません。3.2.3 は、前回の第3回の資料のときには 3.2.3 のところだったのですが、例えば3行めのところは「反映させる」と書いてあったのですが、そこに反映させるよう相手国政府に働きかけるという言い方をしていました。ただ、それが前回「働きかける」という言い方ではよくないのではないかという結論になったと理解しまして、「働きかける」という言葉は取りました。その代わり、JICA だけでやってしまっているわけではないということを明確にするために、何度も何度も同じ言葉遣いがいっぱい出てくるのですが、「相手国政府と共同で」という言葉を入れました。それはこの 3.2.3 の1行めの後ろのほうから「相手国政府と共同で」と。あと、このステークホルダーも、現地ステークホルダーと現地のつかないステークホルダーの2種類の言葉遣いをしようということになりましたので、この場面では現地ステークホルダーだという理解をしまして「現地」という言葉をつけました。

あとはすべて同じ趣旨の訂正・修正でして、同じような趣旨でこの 3.2.3 の3の最後の行で「相手国政府と共同で現地」という言葉が入りましたし、3.2.3 の6も同じ言葉遣いです。3.2.3 の7も「相手国政府と共同で現地」というのが2か所出てきます。これが前回「相手国政府に働きかける」というところを全部「相手国政府と共同で現地」という言葉で置き換わっているという修正です。3.2.3 は以上です。

○ **川村委員** いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

次に進みたいと思います。17 ページの説明をお願いします。

○ **上條** 17 ページは修正したのは1か所だけでして、下から5行めも「ステークホルダーと協議を行い」というところの前に「現地」という言葉をつけました。「相手国政府と共同で現地」という言葉遣いをそこでしてしまして、その代わり「相手国政府に働きかける」というのは取っています。17 ページはその部分だけ修正しました。

○ **川村委員** 修正されていない部分も含めて、何かありますか。よろしいですか。非常にスムーズに進んでいるので、いいのですが。

では、次のページ説明をお願いします。

○ **上條** 次の 18 ページも修正しているのは同じような趣旨です。18 ページの上から二つめのパラグラフの6も、ここも「相手国政府に働きかける」という文章だったのですが、

その言葉を取りまして、「相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い」という言い方に変えています。7番も同じ趣旨で、「相手国政府に働きかける」という言葉遣いをやめまして、「相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い」という言い方になっています。次の3.3.3.2の8のところも同じ趣旨でして、ここも「相手国政府に働きかける」という言葉遣いはやめまして、「相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う」という言い方に修正しました。

○ **川村委員** この部分は大丈夫ですか。3.3.3.2の初めのほうは、前回以前に修正した部分でしょうか。

○ **上條** ここのところは第3回のごときにご説明しましたが、言葉遣いを讀んだときに分かりやすいようにということ直したという趣旨です。これは第3回のごときにはもう直っていた部分です。

○ **川村委員** 以上、どうでしょう。よろしいですか。

では、次にいきましょう。19ページ、説明をお願いします。

○ **上條** 19ページは詳細設計調査です。この部分は第3回のごときと変更点はありません。ただ、今回議論をするのは初めてということ。ここは修正している文言はすべて同じような文言を追加しています。3.4.1.1の事前調査段階のところ、下線を引いたところ。以前はJBICに情報を提供して対応を求めて、それと同時に提供した情報を公開するというのが当初の案で、それがパブリックコメントを求める前の案文だったのですが、そのところに「相手国政府及び関係機関の意見を聴取の上」という言葉を足しています。情報を公開するという文章のところはすべて同じ言葉遣いを入れています。それが3.4.1.3の2番と3番と4番、情報を公開するという文章のごときにはすべて同じように「相手国政府及び関係機関の意見を聴取の上」という言葉を足しています。

あと3.4.1.3の2ところで、「JBICの審査内容と異なる状況が確認された場合は」というのは、これは言葉遣いを統一したということ。それは3.4.1.1の事前調査段階の2の下から3行めの「JBICの審査内容と異なる状況が確認された場合は」というものと同じ言葉遣いにしています。それは内容が同じだということですので、別の言葉遣いではなくて、本格調査のごときにも「JBICの審査内容と異なる状況が確認された場合は」と、それは事前調査段階と同じことを想定しているので同じ文言にしています。

以上です。

○ **川村委員** この部分はいかがでしょう。では、作本委員、その次に松本委員で。

○ **作本委員** 今、「聴取の上」という言葉が何か所か出てきて、耳触りはとてもいいのですが、これは条件という意味で、聴取したうえで判断するという意味ですか。聴取はしてもしなくてもかまわないが、結果的に情報公開を必ずしなければいけないのか。この重点はどちらにかかっている文章なのでしょうか。今の3.4.1.3の2だけではなくて、ほかにも「聴取の上」という言葉が出ているので教えていただきたいのです。

○ **上條** これは情報公開するのです。情報公開するのですが、情報公開するためのプロセ

スとして、相手国機関と関係機関の意見を聴取するという事なのです。聴取して情報公開しないということではなくて、それは公開するのですが、ここは詳細設計調査という段階で、事業の実施段階ということですから、扱う情報も非常にデリケートなものもあると認識してまして、JICA だけで判断しかねると思います。もちろん、相手国が言うことは当然公開すべきものを公開しないということではないです。そういうものの場合であれば、JICA は、それは公開しないといけないと思いますと言うと思うのですが、向こうが何か交渉している段階とか、何かきつといろいろと物事が動いている段階だと思いますので、相手国と関係機関には意見は聞くと。それから公開するという事です。

- **作本委員** というと、JICA としては文章の後半の動詞のついているほう、つまり情報公開するというのがまず基本的な考え方であって、それに当たっては関連機関の情報等を聞いたうえでという意味合いですね。
- **上條** ですから、聞いたうえで・・・。
- **作本委員** 聞いたうえで方針が大きく変わってしまうということは、かなり想定されているのでしょうか。
- **上條** ここは聞いたうえで、相手国からいろいろな回答が来ると思うのです。相手国や関係機関から、この情報はあまり出してほしくないとか、いろいろな回答があると思います。そこは当然情報公開のところでも、後で戻ってご説明すると思いますが、情報公開するという JICA の考え方がありますので、JICA の考えもお伝えして、公開すべきものは何かということ、実際は相手側とも関係機関とも調整はするのだと思います。その調整はするけれども、情報は公開するという事です。
- **川村委員** 松本委員、いかがですか。
- **松本悟委員** 同じ箇所なのですが、今日の対照表でまだ整理をしていなかったのですが、コメントに対する対照表で頂いていた連携 D/D や D/D のときの情報公開の問題点として、土地登記、用地の占有、入札の公平性うんぬんというのがあったと思います。これについては、原科さんからもそのこと自体に対する異論は出されていたと理解しています。私はそこについて議論するのではなくて、むしろ D/D とはいえ、D/D の事前調査段階からそうした懸念に基づくほかのスキームと違う情報公開をする必要があるのかどうかということについて教えていただきたいと思っています。  
つまり、今まで連携 D/D の問題点というのは、D/D を行って非常に細かい用地の買収、あるいはスペックなどが定まってく、そのことの公開に対していろいろと問題が提起されています。そのことに自体に対しても異論はあるのですが、とりあえずそれは棚上げしたとしても、D/D の事前調査段階までそれを含めることの理由がよく分からないのです。そこについて説明していただけますでしょうか。
- **上條** この事前調査段階というか、これは全体を通じてそうなのですが、もう何度もここで議論されていますように、JBIC のガイドラインがあって、そこで適切な環境面、社会面の配慮に関する確認がなされているというのが前提です。ですから、JICA としては JBIC

のガイドラインで対応していただいて、ただし、JICA でやるべき項目はこのエンジニアリング分野が主になるだろうということでやるわけです。ここで異なる状況とはどういうことかということになると思うのですが、本当に全く新しい項目が分かったとか、全く新しい影響が分かったとか、影響があることは分かっていたけれども確認していた内容とはあまりにも規模が大きくなってしまっていたとか、そういうことを想定しています。

具体的に事前のところと本格のところで何がどう違って、事前のところでもこの言葉を入れなければいけないのか、その理由は何かと言われてしまうと、そこまで明確に、この場合はこうで、あの場合はああという規定した区別はしていません。ただ、この段階は事業の実施段階に入っているという、そこのところなのです。ですから、JICA だけで物事を決められない・・・、もちろん JBIC のガイドラインがカバーされているところですので、JICA だけで判断できないというのが主な理由です。少なくとも JICA と JBIC のガイドラインが重複している部分なのです。ですから、そこの部分を JICA だけで判断するのは不適切なのではないかという趣旨です。

○ **川村委員** 富本委員。

○ **富本** 補足してお話しします。先ほど上條が言いましたとおり、詳細設計段階は、ほかのところとスキームが違うのは、その前に JBIC さんなりがそれなりのプロセスを経て審査をしています。そこは全然その前とは違うわけです。事前の段階からこの意見を聞くなりということは、状況が異なることがまず前提になっています。要するに前に一回どこかで審査をされて、そこと状況が異なったことについては、やはり審査したところと、あるいはそれに関連する政府まで意見を聞かないと、本当に異なることはないのか、それに対してどういうご意見をお持ちかということを確認しないといけないかなということで、その情報公開の前提としてそういうところを入れています。ですから、これは異なる状況と意見の聴取はある程度ペアになっていて、その前提としてはどこかが必ずその前に審査をしていることが異なるということです。よろしいでしょうか。

○ **川村委員** 松本委員、いかがでしょうか。

○ **松本悟委員** 実ははっきりとよく分かっているわけではありません。今の上條さんなり富本さんなりのお話を聞いて、なるほどという答えとはちょっと思えないのです。しかし、JBIC などと相談をしなければいけないと言われれば、確かにそうだろうとは思いますが。しかし、やはりこれまでの経緯からいくと、「相手国政府及び関係機関の意見を聴取の上」となると、この段階での情報の制限をやはりもう少し広く取ってしまうのではないかと懸念を私は持っています。そこは恐らく実際の運用なのだと思うのです。私も、別に JBIC と相談するべきではないなんて全然思っていませんし、それは当然相談されてしかるべきだと思います。しかし、そのことをここまではっきり書いてしまうと、ほかのやり方も可能になってしまうのではないかという、一種の性悪説とまでは言いませんが、より慎重に文言を考えると、本当にこれが適切かなという疑問は持っています。

これは私自身、パブリックコメントのときにも出したのですが、これは後で連携でない



D/Dのところでお話しします。

- **川村委員** JBIC の和田さん、お願いします。
- **澤井委員（代理和田）** ここと関連して、FC. 4-3 の「途上国政府等から意見とその対応」というところで、37 番の中国からの意見とその対応があります。「環境影響評価の中で JICA が実施するカテゴリー分類及び情報公開に当たっては、その内容について事前に中国側と協議願いたい」と書いていて、それに対して「カテゴリー分類及び情報公開については、事前調査や S/W 等の合意文書を取り交わす時に、相手国政府と協議いたします」とおっしゃっています。この協議は、まさしくこの意見聴取と同じことであると理解してもよろしいでしょうか。
- **上條** 実務的には、カテゴリーを JICA が A とか B とか C に分けるとか、あとはこの報告書を情報公開するという方針を JICA が決めるときには、やはり相手側の確認作業は必要だと思っています。
- **川村委員** 富本委員、お願いします。
- **富本** 中国のコメントは、むしろほかのスキームを含めて全般的なスキームですね。これをカバーしていると思います。今、松本委員から議論があったところは、なぜ D/D だけ事前段階からこのようにやるのかというご質問でしたから、それについては今、私がお答えしたとおりです。そのさらに前段として、あらゆるスキームについてはあらかじめ S/W を結んでおくなり、そういうことをやりますよと。もしそういうことにご異論があるのだったら我々としては協力できないということになってしまうので、そこでまずちゃんと情報公開についての相手がたの意向を聞いておきますと。それは確かに国際ルールとしてぜひ必要だと思っています。一方的に公開するというのは避けたいと思います。
- **川村委員** 松本委員、よろしいですか。きりがないので。では、懸念は確実に記録したということで、次に進んでよろしいですか。
- **森嶋委員** 実務上の事実関係として確認したいのですが、私もここの JBIC と JICA の部分が気になっています。JICA が JBIC の審査内容と異なった状況を確認し、そのことを JBIC に対応してくださいと求めた場合、その事実を情報公開ということだと思うのですが、JBIC は対応する時間が必要になります。その後、JBIC がどのように対応をしたかということ、どこがどのようにして情報公開をするのかお聞きしたいのですが。
- **川村委員** 上條さん、いかがでしょう。
- **上條** どの部分のことでしょうか。
- **森嶋委員** JICA の調査で JBIC の審査内容と異なった事実が確認された場合に JBIC に対応を求めますよね。JBIC それに対する何らかの対応をするわけですが JICA からこういう指摘を受けて、こういう対応をしましたという情報は JBIC 側から出てくるのか、あるいは JICA のほうから出てくるのか。
- **上條** 少なくとも JICA のほうは、JBIC がどういう対応をしたかということは公開しないと思います。

- **森嶋委員** JBIC が JICA からどのような指摘を受けて、どのような対応をしたかという  
ことは、JBIC 側から情報として出てくると思っているわけですね。
- **澤井委員（代理和田）** まさしく私どもは法律の手続きに従ってということだと思います。
- **川村委員** 松本委員。
- **松本悟委員** 今の点の確認ですが、JICA として懸念を JBIC に伝えただけでも、それが  
解決されないということであれば、その次の S/W の署名の段階で JICA としての権限を行  
使されると。つまり事前調査段階での懸念が JBIC の対応ではまだ払拭されていないと万  
が一判断すれば、JICA として S/W の段階で署名をしないことはありえると考えていいので  
すか。
- **上條** そういうことはないと思いますが、JICA のほうが事前調査に行って、確認してい  
た内容と違うことが分かってしまったという場合は、JICA としては JBIC に環境社会配慮  
面の対応をお願いして、そのアクションがなされない限りは、JICA は多分何もしないと  
いうことだと思います。その間ずっと止めているというか、止めているというよりは何もで  
きないということだと思うのですが。
- **川村委員** よろしいでしょうか。では 19 ページの範囲は、今出された確認を前提に、  
これでいいという理解でよろしいですね。  
では、20 ページに進みたいと思います。
- **上條** 20 ページは、連携 D/D 以外の D/D ということです。最初のいちばん上のところで  
すが、「JBIC ガイドラインを参考に審査し」というところに対して、なぜ JBIC ガイドライ  
ンを参考にするのか、理由をもう少し書いたほうがいいというコメントを頂きました。連  
携 D/D 以外の場合は JICA 自ら審査しなければいけないということですが、実際その審査  
の内容自体は連携 D/D と同様な審査プロセスが必要だという判断をしますので、そういう  
言葉遣いを足しました。  
「相手国政府と関係機関の意見を聴取の上」というところは、ここは JBIC のガイドラ  
インが適用されているわけではないのですが、同じ D/D 段階だということとして、そのこ  
とを踏まえて公開するという文言のところには「相手国政府と関係機関の意見を聴取の  
上」という言葉遣いで直しています。それが 3.4.2.1 の 3 番のところと、あとは 21 ペー  
ジの 3.4.2.3 の 3 番のところと 3.4.2.4 の 5 番のところと。ここは公開するという言葉  
遣いをしているところで、同じ D/D 段階のことですので、同じ言葉遣いがいいだろうとい  
う判断でこのようにしています。  
以上です。
- **川村委員** どうでしょう。松本委員。
- **松本悟委員** もし間違っていたら訂正をしていただければと思います。私の理解では、  
現在、緊急無償が増えて一般無償が予算上大きく減っている状態にある中で、JICA のほう  
として一般無償をどう扱うかという議論がされている。その中の一つに、やはり今まで基

本設計調査段階でやってきたものをなるべく予備調査の段階でやってしまおう。もう少し組み入れて予備調査をしっかりとやろう。今までD/Dでやっていたようなことも、もう少しB/Dでできないかということを考えていると理解しています。もしその理解自体が間違っていたら訂正していただければと思います。

その場合、この連携以外のD/Dが、要するに今まで基本設計調査ぐらいでやっていたものまでこのD/Dで来るということもありうるのかなと思うわけですが、その際、もしそのような政策としてJICAが打ち出した場合、この段階、つまり連携D/D以外のD/Dというのは、あくまで今まで言ったように基本設計調査が全部終わって、そのあとやるD/Dのことを指すと理解するという確認をしたいのです。つまり今後B/DもD/Dみたいに呼んでしまうようなことがあった場合、このガイドラインで表すD/Dが一体どの部分かということで混乱することを私は懸念しています。ですから、そこだけちょっとクリアにさせていただきたいと思います。

- **富本** 松本委員のご懸念、ないしはそういう動きがあるというのは、私自身は承知していませんが、あくまでも今JICAが調査としてやっていますB/Dについては、そのあとに必ず外務省ないしは閣議での了解があって、それからE/Nを結んで、本格の中でD/Dを行うということです。もちろんある程度詳細に詰めるということではありますが、これはB/Dの精度を上げていくということであって、D/Dまで踏み込んで内容を先取りすることは理論的にはありえないと思います。ここでいう連携D/D以外のD/Dというのは、実際はほとんどないと見ていいと思いますし。

例えばJBIC以外で世銀とADBがやるとすれば、それは世銀、ADBの審査を経てきますから、それはそれなりの目を通っています。いちばんの問題は、各国が自分でファイナンスする場合です。自分でファイナンスをするときの負担が大きいため、有償ではない方法でD/Dをやってあげることが一部負担を減らすことになるという趣旨で、この連携D/D以外のものを考えています。しかし、実際にこれまでのところほとんどなくて、我々としても円借款などにつなげていきたいという考え方でやっています。ですから、全般のほうはそういうことはないと言い切りたいと思います。

- **川村委員** よろしいでしょうか。20ページの範囲についてはこれでよろしいですか。それでは、21ページ。
- **上條** それでは、21ページの「無償資金協力のための事前の調査」の前まではもういいということでしょうか。同じような趣旨なのです。ただ、情報を公開するということに同じ言葉遣いをしているだけです。「相手国政府及び関係機関の意見を聴取の上」というのを2か所入れているのですが、ここはよろしいでしょうか。
- **川村委員** いかがですか。松本委員。
- **松本悟委員** これもコメントで書いているのですが、無償資金協力の場合の環境社会配慮については、ここでももちろん議論をしてそういう結論になっているので、これも確認ではあるのですが、B/D段階ではほとんどしっかりと環境社会配慮が終わっていると。B/D

については詳しく環境社会配慮を書かないというガイドラインになっているわけですよ。このことについては、私はちょっとくどくどとなりますが、確認をしたい。本当にちゃんと環境社会配慮が行われたうえで B/D に進むという意思決定をするということで、JICA としてそれは大丈夫かどうかということを確認したいと思います。

特にいちばん気にしているのは、その新しいガイドラインが施行されてしばらくの間です。その間は、過去の開発調査、つまりこのガイドラインに沿っていない開発調査が行われ、その開発調査に基づいてもし無償案件が上がってきた場合、本当に現実的に JICA が無償部という枠組みを超えて開発調査に対してもう一回やり直せと組織的にやれるのかどうか。それがやれないとなると、このガイドラインに従って、かつての開発調査をもとに無償資金協力をしようとした場合、方法が書いていないわけです。B/D の間で適切な環境社会配慮ができないことになっていきますので。したがって、このガイドラインに則して、かつての開発調査による無償資金協力がどうしてもできないことになってしまう。そういう構造になっていると思うのですが、それに対してはどのように対応するのかということ、もう一度改めて JICA のほうにお伺いしたい。

○ **川村委員** 上條さん。

○ **上條** それでは説明いたします。考え方はこの改定委員会の中で議論された、今、松本さんがおっしゃったものと同じ認識です。やはり B/D が始まる前に必要な環境社会配慮は終わっていないと B/D に進めないという考え方です。現在このガイドラインがまだ適用されていない、適用される以前の開発調査がなされた。それが無償資金協力につながる場合もあると思うのですが、その場合は、それをそのまま B/D に使えないものも多分あるのだと思います。ただ、そういう場合も最初から環境社会配慮調査をし直さなければいけないということではないと思っております、ある影響を小さくするような作業をするとか、考え方を少し変えるとか、それで B/D に移れるような作業はしなければいけないとは思っています。ただ、そういう作業が生じたとしても、それは B/D よりも前の段階で終わらせておく。それは今の無償資金協力事業部の対応で可能な範囲でやれるという認識です。もし追加があれば。

○ **川村委員** よろしく申し上げます。

○ **上垣** JICA の無償資金協力部の上垣といいます。

基本的には開発調査等で環境配慮調査がすでになされて、その結果を基本設計調査に反映させること。これはガイドラインにも書いてあるとおりののですが、先ほど上條からも説明がありましたとおり、全く環境影響調査がなされていない場合、これは当然のことながら開発調査に戻すという手続きを踏むことになると思います。ただ、部分的になされていない場合、そういったものを本当に開発調査に戻すのが効率的かどうかという問題があります。こういったものについては、できるだけ無償の予備調査で対応していきたいと思っております。

それと、基本設計調査に入って以降は、では全く環境配慮をやらないのかというご質問

に関しましては、基本設計調査前にやりました環境影響調査は基本設計調査に反映させなければいけませんので、当然環境配慮団員というのは必要に応じ配置することになります。また、どのようにそれを反映させたかというところについても、報告書の中で明確になるよう取りまとめていくことになろうかと思えます。

○ **川村委員** 松本委員、お願いします。

○ **松本悟委員** 頂いた FC.4-2 の 192 番、16 ページなのですが、ここに見解が少し書かれていると思います。そこで「開発調査で行った環境社会配慮調査を補足する必要がある場合は」と書かれていて、私がちょっと気にするのはこの「補足」というのは一体何なのだろうというところです。新しいガイドラインというのは、プロセスを含めて、あるいは代替案の検討とか、かなり今までと違うアプローチを求めたガイドラインだと思います。したがって、先ほどおっしゃったように部分的になされているということは気持ちとしては理解するのです。しかし、これまでの開発調査のやり方とかなり大きく方法を変えるように、このガイドラインは求めていると思います。

ですから、私が気がかりなのは、やはり同じ JICA という組織の中でやられた調査ですし、かつ資金も予算もカットされる中で効率的にやらなくてはいけないということを考えると、確かにこのガイドラインから見るとちょっとプロセスはよくないし、不適當かもしれないし、情報公開も十分ではないし、代替案の検討も十分ではないかもしれないけれども、これはやり直すほどではないのではないかという判断をして、「補足」という言葉が表すように、ちょっと追加的にやろうかというふうになるのではないかということです。

つまり「本ガイドラインを遵守するように」ともし対応が書かれていれば、私もこのガイドライン上、遵守にならないものについてはやり直すのかなと思うのですが、この「補足」ということが書かれていると、つついそういう形で現実的にやられてしまうのではないかという気がします。

ですから、そこについて特に基本設計調査での詳細な環境社会配慮の方法をガイドラインはうたっていませんので、この「補足」という場合どこまでやるつもりなのか。本当にガイドラインを遵守するような形で基本設計調査に持っていくという意思がおりなのかどうか。それによって、このままでいいかなという気はするのですが。

○ **川村委員** 上條さん、お願いします。

○ **上條** B/D にいく前段階で終わっていないと、現実的に B/D はできないと思います。環境面、社会面の配慮が。B/D は、ある施設の幅を決めたり長さを決めたりしなくてはいけないわけですし、その前提条件として、その地域の環境面、社会面の影響をどう対処したらいいのかというのが決まっていないと、幅も決められないし、長さも決められないし、場所も決められません。ですから、やはり B/D が始まる前にそういう検討は終わっていないといけないと思います。

そこで今、松本さんがおっしゃっていた開発調査がもし不十分なものだったとした場合、それでそのあと無償の B/D に進めないと。ある程度追加的な調査をしても、先ほど上垣が

説明しましたように予備調査等をして手当てをしても、それがB/Dに反映することは難しいということであれば、それはやはり無償資金協力の要請検討段階ではねられるのではないかと思います。

- **川村委員** 富本委員、お願いします。
- **富本** ご懸念は、主にこのガイドラインが適用された最初の段階なのでしょうか。これが完全に施行されて、まず無償の調査をやる前に開発調査が必要だという判断があれば、それに基づいてやります。今まさにオンゴーイングの開発調査が十分になされていないと。やがてそれが無償に入ってきたときに本当戻せるのかということについては、確かにおっしゃるとおりの懸念があるので、この「補足」という表現だけでいいかどうかというのは確かにあります。もし必要であればもう少し充足した表現にさせていただきたいと思いますが。

ただし、おっしゃりとおり、予備調査をできるだけ詳細にかけて、現行の開発調査で不十分なところはできるだけ補わなければなりません。それでもさらに懸念があるようであれば、その案件はストップさせなければいけないということは、特に初期の段階では大いにありうると思います。ですから、これはそういう条件つきで、もし必要であればもう少し表現を変えてご回答したほうがいいのかもかもしれません。

ただし、ガイドラインの適用後、今申し上げたようなプロセスを経るとすれば、少なくとも理論的には、そういう開調があれば開調の質が悪いということで外部の目から見てもこれは不十分という判断になるのでしょうかから、そこから先には行かないということはこのガイドラインに示されたとおりでと思います。

- **川村委員** このパブリックコメントに対する回答を、最終的に公表するときに書き換えるという形で確認をするという方法でオーケーでしょうか。
- **松本悟委員** 私は、富本さんの考えはある程度接点があると思うのですが、やはりあくまでこのガイドラインを遵守したうえで基本設計調査にいてほしいと思います。先ほど上條さんがおっしゃったように、B/D をやるための条件と、このガイドラインを遵守することの間には乖離があると思うのです。このガイドラインを遵守しなくてもB/Dにいけるだけの情報は入手できると思います。代替案検討があまり十分でなくても、ある一つの案だけしっかりやればB/Dにはいけます。しかし、このガイドラインの趣旨はそこにはないわけですから、本当にそういうところまでちゃんとできているかどうかというところが重要なわけです。そのために我々はこれだけ時間をかけて議論をしているわけです。ですから、たとえばかつてのこのガイドラインがない時代の開発調査であっても、それがこのガイドラインをある種遵守した形で基本設計調査にいていなければ、やはりそれは予備調査とか、方法は何でもいいと思いますが、遵守できるような状態にしてから基本設計調査に行くということを私は確認してほしいと思います。

- **川村委員** これはどなたにお願いしたらいいのでしょうか。では、上條さん。
- **上條** 松本さんがおっしゃるのは、例えばこのガイドライン適用以前の開発調査があっ

て、その中で代替案の検討がなされていなかったり・・・、このガイドラインに示されているような情報公開は多分していないと思いますが、そういう開発調査から無償資金のB/Dにもし進む場合であれば、以前の開発調査はこのガイドラインに沿った代替案の検討もしなければいけないし、情報公開もしなければいけないということなのではないでしょうか。もう一回繰り返しの確認なのですが。

- **松本悟委員** 私の意見は、そうしたうえで基本設計調査にいかなければいけないということです。
- **上條** それは私たちの想定とはちょっと違うのですが。
- **富本** それはいろいろな具体的なケースで判断しなければならないものかもしれません。基本的には今おっしゃったようなラインで考えたいと思っています。つまり開発調査が不十分だったと。かりに無償資金協力を前提とした要請があつて、いきなり基本設計に進むという判断もあつたかもしれないけれども、往々にしてそれは非常に危険なわけですから、開発調査に戻したと。ところが、その開発調査自身も必ずしも十分に代替案を検討していなかった、あるいはその結論が非常に不十分な分析のうえに立っていたということがあれば、現時点で行われているものについても差し戻すということは選択としてあります。ただし、それはケース・バイ・ケースで判断させていただかなければならないだろうということです。一般論としては、今おっしゃった点をぜひ盛り込みたいと思います。
- **川村委員** 松本委員、どうですか。
- **松本悟委員** 最後でいいかと思ひます。この3.5.1の「カテゴリーAの調査」のところ。本当にここに書いてあることの意味をしっかりと考えれば、この項目2には「改めて環境社会配慮調査を行う必要のない場合、基本設計調査（B/D）を行う」ということがまず書かれています。このことの意味はとても重いと思ひます。それから、3にも「改めて環境社会配慮調査を行う必要がある場合は、開発調査等のスキームを用いて本ガイドラインの3.3を踏まえて必要な環境社会配慮調査を行うこと」もしくは「中止」をすることと書いてあるわけです。つまり3.3はプロセスです。単純に簡単な補足調査で済むという場合もあるかもしれませんが、3.3に戻すということはプロセスを踏まえるということだと思ひます。  
したがって、私が申し上げているのは、あくまで3.5.1の項目2と項目3に沿ってJICAの意思を確認させていただいているということです。つまりこれは大変なことだと思ひるので、もしこれが大変なら、やはり基本設計調査中の環境社会配慮という項目を作らなければいけないわけですから、この部分については、私は繰り返し JICA に対してその意思を確認したいと思ひているだけです。
- **富本** それは確認いたします。確認したうえで、まさに今年の4月1日から適用する場合に、いろいろなケースを一つ一つ見て、どういう場合それが適用されるかということも踏まえて検討しなければいけません。しかし、基本ラインは今おっしゃったとおり、この21ページの、改めて行う必要がある場合は3.3に戻すということを確認したいと思ひます。

- **川村委員** ありがとうございます。では、そろそろ議長を原科先生に戻しますので、よろしくをお願いします。
- **原科議長** どうもすみませんでした。学内の用務で遅れました。4月から国立大学法人になりますので、その関係のことで遅れまして、すみませんでした。  
それでは、22 ページから参りたいと思います。
- **上條** 22 ページは、特にパブコメの前の段階のものと何も変わっていません。
- **原科議長** 3.5.2「カテゴリーBの調査」。特にご意見はありませんか。  
では、3.6「技術協力プロジェクト」。3.6 は 22 ページの下半分から 24 ページまでの範囲ですが、技術協力プロジェクトの部分はいかがでしょうか。よろしいですか。  
特にないようでしたら、3.7「フォローアップ」の部分です。これで一応本文について終わり、別紙の前まで来たのでしょうか。
- **上條** 3.7 はパブリックコメントのときにコメントが幾つか出ましたので、それに基づいて1と2は変えています。3.7の3は、コメントはなかったのですが、「事業化後」という書き方をすると、JICAの手を離れて10年ぐらいたってしまったあとをイメージされてしまうかなと思ひまして、そうではないということで、JICAの協力事業が終わったあとだという言葉遣いにしました。
- **原科議長** いかがでしょうか。今の、無償の場合の、さかのぼってという話に関係すると、どうなのでしょうね。今、事業をやっているもので、例えば開発調査をやって、JBICが融資しようとして、段階的に融資しますね。それでまだいろいろと手を加えることができるような場合に問題があったという場合は、JICAは何もしないのか、あるいは要請があったら対応するのでしょうか。そういうものはフォローアップに入らないのですか。
- **上條** もう JBIC の手に渡った後ということですよ。それは、JBIC のほうで円借款事業として扱っていただいている場合は、特に JICA が何かアクションを起こすことはないと思います。もし何か JICA が情報を得たりすれば、それは JBIC にお伝えすることはあるかもしれませんが、JBIC を差しおいて何か JICA がやるということはないと思います。
- **原科議長** 昔の開発調査はあまり適切ではなくて、判断がうまくなかった場合には、それが後で分かることがありますね。特に社会影響とか。そういうものに対して JICA は何もしないでもいいのでしょうかという感じはするのですが。富本委員。
- **富本** 何もしないということにはならないと思います。いろいろな仕組みが考えられると思うのですが、最近では JBIC との間でいろいろな連携の話を進めています。例えば進捗管理に関する専門家ということも、場合によって双方の合意、もちろん相手国の要請も必要ですが、専門家によって実施段階をいろいろ目配りをする。それは技術的な問題だけではなくて、今おっしゃったような環境、社会ということもありうるのだと思いますが、そういったことで JICA が協力する可能性はあると思います。  
それから、無償資金協力につきましては、実施段階は外務省のほうでやっているわけで、これは非常に密接な関係で JICA 事務所も現地で活動していますので、何か問題が起これ



ば、もちろん現地にコンサルタントもいますし、あるいは建設をしている日本のゼネコンなどもあるわけですから、そういうところから日々情報を得て対処するというのは、外務省とも相談しながらやれるものだと思います。あくまでも JICA のスキームの中でできる範囲を考えていくということだと思います。

ここに書いてありますフォローアップということは、それぞれの外務省ないしは JBIC との責任関係というものを、ある意味で明らかにするうえでこういう書き方をしていますが、現実には今申し上げたように、できるだけ問題が起こらないような対応をするというお答えをしたいと思います。

○ **原科議長** 今申し上げたのは、例えば国内でいうと川辺川ダム計画のように、37 年前に計画されて、本体着工の直前までお金を随分使っています。1000 億円ぐらい。総事業費は 2650 億円ですが。そうすると、さらに 1650 億円追加するか、しないかというのは大きな分かれ目ですね。そういう場合、物理的には本体着工を止めればまだその環境を守れるわけです。追加投資は相当無駄になる可能性がありますね。そんな場合に、今の国の制度では手が打てないのです。しかし、JICA の場合だったら、海外とのこういうプロセスを考えると、例えば JBIC が資金を融資して、段階的に融資すると。100 億円、次は 200 億円という場合に、1 回切れ目がありますよね。まだ手が打てる段階だったら、JICA が技術的な立場から環境配慮のほうをやったほうがいいのではないかという、そういう判断はしてもおかしくないと思います。結局、国民のお金を有効に使うわけですから。明らかにこれは無駄になると思っても、もう始まってしまったから追加投資するというのでは、いかにも情けない感じがしますので、そういうものにこれは出せないのかなと思ったのですが、不可能なのですか。

○ **富本** 今おっしゃったような対応はこれまでもしています。いろいろな橋の案件とか道路の案件で、工事をしている間にいろいろと齟齬が生じたり、想定していた状況と違ったりした場合に、案件を止めるなり、あるいは改善方法を考えるなり、相手国政府に対して対応をお願いするなりということは随分しています。それは常に現場で大使館と JICA 事務所が連携しながらやっていることです。最終的な判断は外務省さんのほうで行いますが、それに対する技術的なアドバイス等が必要なときは、短期の専門家を入れたりコンサルタントを入れたりして対応はしています。

ですから、趣旨としてはそういうことを確保したうえで、できるだけスムーズにプロセスが進むようにしたいと考えていますが、実際の案件ではいろいろなことが起こるということは、我々もこれまで随分経験しています。

○ **原科議長** そうですか。特に今回新しいガイドラインになりますと、昔の仕組みと違いますので、新しい枠組みでチェックした場合には、やはりその辺が出てくる可能性があるかなと思いましたので申し上げました。そういうことは対応してきたし、しうるということで考えてよろしいですね。分かりました。

フォローアップに関して何かほかにありますか。吉田委員。

- **吉田委員** フォローアップのところ、今の議論を踏まえると、この3.7フォローアップの3の最後は「問題の把握に努める」というよりは、むしろプロアクティブに「問題の解決に努める」というほうがいいのではないかという気がするのですが。
- **原科議長** おっしゃるとおりだと思います。私もそのように思います。「把握し、解決に努める」という表現ですね。
- **富本** そういう書きぶりでもよろしいかと思います。要するに把握しただけでは意味がないので、解決のためにいろいろ努力をするということかと思います。これについては関係する機関、あるいは相手国政府に働きかけるとか、実際にどういうふうに解決するかというところまで見届けるといふことだと思います。そうしなければいろいろな事業が完結しないわけですから、そこはそうように書いていただいてもよろしいかと思います。別にここでトーンダウンをしているわけではありませんので、そのように変えさせていただきたいと思っています。
- **原科議長** それでは、24ページは今の吉田委員がご指摘のように、まとめて申し上げましたが、「問題を把握し解決に努める」という表現に変えていただきたいと思います。ほかにありますでしょうか。よろしいですか。  
それでは別紙のほうにまいります。別紙1 相手国政府に求める環境社会配慮の要件です。別紙1、25 ページ、26 ページ、27 ページにかけて、併せてご意見を頂きます。いかがでしょうか。
- **上條** 前回第3回との変更点は、26 ページ中段のステークホルダーの前に「現地」という言葉をつけたのと、同じように 27 ページの「モニタリング」の3のステークホルダーのところに「現地」という言葉をつけた、以上2点です。
- **原科議長** 何かありますか。よろしいですか。人数が少ないので、見落としがあるといけませんから、少しゆっくりやったほうがいいのかもかもしれません。いいですか。  
それでは、28 ページ、29 ページの別紙2はいかがでしょうか。水産業、どこか変わっていますか。
- **上條** これは「漁業」を加えたほうがいいのかというコメントがありまして、「漁業」というよりは「水産業」という言葉のほうがより広いだろうということで「水産業」という言葉を、1の「影響を及ぼしやすいセクター」の14番に入れました。  
あとは 29 ページで「国立公園」と書いてあるのですが、近い将来に新しく指定されるような場所もあるだろうということで、「それに準じる地域」として加えたらどうだというコメントを頂きまして、そのとおりだと思いましたのでそのように修正しました。
- **原科議長** いかがでしょうか。特にならなければ先に進みます。
- **作本委員** 水産業は何か親しんだような響きもするのですが、漁業との違いはどこに……。養殖を含めるとか、このあたりの区別は何を意識して水産業に変えたのか。何かボーダーラインは分かりますでしょうか。
- **上條** 農業との違いということですか。

- **原科議長** 漁業との違い。
- **上條** 加工業が入ったり、養殖業が入ったりということがあろうということなのですが。
- **原科議長** よろしいですか。それでは、また何か気がついたら言っていただくことにしまして、一応先に進みます。  
別紙3「スクリーニング様式」です。30 ページになります。それから、31 ページ以降は、いいですか。31、32、33、34、35、36 まで併せてまいります。30 ページの表現は、記入責任者の氏名、所属、役職名、組織名、連絡先を書いて、その次の行からは具体的な中身ですね。1 行ぐらい空けたほうがいいかもしれないですね。つながってしまうと、私なんかちょっとわかりにくい。空けていただくと違うと思います。
- **上條** 分かりました。
- **原科議長** 何かありますでしょうか。吉田委員。
- **吉田委員** 31 ページの2-2に「プロジェクトにおいて以下に示す要素が予定想定されていますか」と。その下のほうの「大規模非自発的住民移転 規模」。一般的に、この規模の中には、家族数のほうがむしろ大事だと思うので両方あったほうがいいです。何家族何人という、そういうものが一般的だと思います。
- **原科議長** 「大規模非自発的住民移転 家族」ですね。今の点はどうですか。よろしいですか。
- **上條** 分かりました。了解しました。
- **原科議長** ほかにありますでしょうか。これは適宜また直していきますね？ これを使っている段階でどんどんと。
- **上條** もちろん使いながら見直すことはあると思います。
- **原科議長** 松本悟委員どうぞ。
- **松本悟委員** 36 ページ、特に項目 11「環境社会配慮が必要な場合、JICA が要請書を情報公開することに同意しますか」と聞くこと自体はいいと思うのですが、これによって JICA 側がどのような対応のバリエーションがあるのかということをお教えいただきたいのですが。
- **上條** もし NO で答えてくれた場合は、NO で答えたのだけれども、要請書を見たら JICA が判断するには A ではないかと思った場合は、相手側にまず働きかけることになると思います。JICA としては A と判断するので、情報公開を、要請の検討段階で具体的にいうところという情報を出したいと思うけれどもどうだと、差し支えありませんかということは確認すると思います。それで情報公開するように働きかけるということです。
- **原科議長** それでだめだったらどうなるのですか。
- **上條** もしだめだった場合は、外務省と相談して対処を決めるということだと思います。
- **原科議長** 取りやめもある。
- **上條** 多分結果的にはそうなると思います。

- **原科議長** 作本委員、どうですか。
- **作本委員** 今と同じ意見なのですが、原科先生がおっしゃったとおり、NOと来たら、これは一定の約束に近いものになってしまうのではないかと思います。そういう意味では、この表現をむしろ変えて、環境配慮が必要な場合、情報公開をするに当たって何か配慮してもらいたいこと、配慮すべきことがあれば言ってくれというぐらいの、情報公開の主体的な判断は JICA 側がするのだという基本的な柱だけは通したほうがいいのではないかと思います。以上です。
- **原科議長** つまり JICA が要請書を情報公開することになります、その場合にどのような配慮が必要でしょうかと、そのほうがいいのではないかとということですね。情報公開することになります、その場合特段の配慮が必要でしょうかとか、そんな感じ。どのような配慮が必要でしょうかとか。  
富本委員、どうぞ。
- **富本** そういう表現でよろしいかと思うのですが、まずはステークホルダーと協議をするとか、情報公開をするかという同意を聞いたほうがいいと思います。一方的に JICA がABCをつけて、これはすべきだというのではなくて、まず彼らもどういうふうに判断するかということで、当然Aであれば彼らとしてステークホルダーと協議をする、それから情報公開をするということはまず同意していただく。さらに今おっしゃったようなことで情報公開をする場合には、あるいはステークホルダーとやりますよ、その場合に何か特段判断すべきところはありますかと、2段階で聞いたほうがいいような気がします。3段階でもいいのですが、要するに彼らの主体性が一つありまして、非常に気になっているのは、JICA、あるいは日本政府が勝手に決めてしまったと。それで情報公開をするというようにときに、何か配慮すべきことがあるかと聞くのは、やや突き放したような感じもするのですが、そこはいかがでしょうか。
- **作本委員** 今のお話を聞きまして、やはり最終的には相手がたが独り立ちするということが目的ですから、そういう意味では3段階で、今のこの質問を2番目に置いて、3番目に、さらに配慮してもらいたいようなことがあれば、ということと言ったらいかがでしょうか。
- **富本** 表現ぶりを2段階にするか3段階にするかはいろいろと工夫はあると思いますが、要するに彼らのまず同意がぜひ必要で、そこでノーと言ったときには我々としては協力できないというスタンスをまず示さなければいけません。同意するけれどもいろいろな配慮すべきことがあるよということについては、これは協議をして決めるということはありません。いずれにしても、一方的にノーと言うとか、一方的にこれがなければできないというような態度をここでは示すのはいかがかなという感じがします。もちろんガイドラインの原則はそういうところが貫かれています、昨今、オーナーシップが相当いわれています。先週もその会議に出てきたのですが、オーナーシップを確保するためには、やはりキャパ

シティも重要だろうというようなテーマで話をしてきまして、非常にパートナーの賛同を得たのですが、そういうトーンからいくと、今のガイドラインで同意しますか、同意しませんかというだけで決めるのはいかがかなと。今のような、配慮すべきところがあるかというのは非常にいい聞き方だと思います。そのうえでやはり同意しないということであれば、残念ながら協力はできませんというような段階を経ないといけないかなと思います。

- **原科議長** いかがでしょう。川村委員。
- **川村委員** そのオーナーシップの趣旨は分かるのですが、もう一つ、相手に誤解を与えてはいけないということもあると思います。ですから、どういう表現にするにしても重要なA案件であって、情報公開をしないということはないのだということがはっきり分かるような表現にしないと、ボタンの掛け違えが生じる可能性があるかなと思いました。
- **原科議長** 山田委員の代理の方、どうぞ。
- **山田委員（代理星）** 本日、山田の代理で出席させていただいています、外務省経済協力局無償資金協力課の星と申します。  
細かい話で恐縮なのですが、念のために確認させていただければと思います。ここでのところの要請書の情報公開というのは、いわゆる要請段階で情報公開を行う、要請概要や案件名や地域といったことを指しているという認識でよろしいのでしょうか。
- **上條** そうです。今ここで想定している要請書というのは、要請検討段階で三つの情報を出すと書いてあるのですが、そのことを想定しています。
- **原科議長** 今の件はよろしいのでしょうか。大体まとめましたか。
- **上條** 確認ですが、カテゴリーAになった案件については、JICAは情報公開をする予定だけれども、それは特に問題はありますかという聞き方をすればいいのでしょうか。
- **原科議長** そういう感じでどうでしょうか。
- **上條** それでよろしいですかという聞き方をすれば、それは各要請確認段階からいろいろな段階がずっとあるのですが、A案件であればJICAは情報公開するよと、それで問題ありませんかという聞き方をすればいいのかなと思うのですが。
- **原科議長** いかがでしょう。どうぞ。
- **山田委員（代理星）** 要請金額などについては、入札に関する情報にも一部なりえますので、できれば具体的に情報公開する内容をこの報告書の中で書いてしまったほうがよろしいのではないかと思います。
- **原科議長** どうでしょう。今のはそのようにしたほうがよろしいですか。
- **上條** すみません。こここの段階ではまだ、やるかやらないかも決まらないし、実際何を情報公開するかというのは、多分事前調査の段階とかでいろいろと決めていくのだとは思っています。この段階でどの情報を出しますというのは、それはある程度想定して書こうと思えば書けるとは思っています。ただ、この様式は、すべての三つのスキームに共通して使うということを想定していますので、スキームによっては出すものがちょっと違ったりするとは思っています。

- **山田委員（代理星）** そういうことでしたら非常に理解できますので、先ほどから議論があるとおり、具体的には先方の関心のある留意事項などを広範に聞くような形式を取っていただけるとありがたいと思います。
- **原科議長** そうすると、A案件の場合、文言としては、JICA が要請書を情報公開することに問題はありますかという聞き方をするとということですか。
- **上條** 要請段階ではなくて、全体的なことで聞くような形でいいのかなという気がするのですが。
- **原科議長** この表現ではなくて？
- **上條** はい。ですから、A案件では情報公開を行うけれども、それで支障はありませんか、特に配慮すべき事項があったら教えてくださいということを質問にすればいいのかなと思うのですが。
- **作本委員** その代わり答え方は、YES・NO を入れた欄と、もう一つ、配慮すべき文章をメモで書く部分と二つからなると。分かりました。
- **原科議長** これは重要なところですね。吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** 作本さんのポイントを考えると、その一つ前の項目 10 も、今の議論であるオーナーシップとキャパシティ・ビルディング、あるいはガイドラインそのものの根本的な理念に振り返ると、この質問も変えなくてはいけないのかという気がします。10 と 11 をうまく変えて、できれば、せっかくだから、JICA の環境社会配慮のガイドラインに則りというのをもっと出してもいいような気がします。そうすると、そこにもう一回両者が立ち戻ると。
- **原科議長** 項目 10、11 は、今おっしゃるようなことで、同じ一つの枠組みで整合するように直していただくとすると、修正したものをまた見せていただくことが必要ではないですか。そうしないと食い違いが生じます。そんなことでよろしいですか。
- **作本委員** 吉田委員の意見に賛成です。
- **原科議長** 段取りとしては、もう一回直したものを皆さんで議論することになりますね。
- **上條** 今日一通り終わる予定なので、水曜日に一応もう一回、これでセット版ですということでお見せしたいと思います。
- **原科議長** それでは、そういうことでよろしいですか。ではそういたしましょう。ほかにありますでしょうか。森嶋委員、どうぞ。
- **森嶋委員** 35 ページに具体的なマーク項目が挙げてあるのですが、恐らく最初の項目は、日本で考えている非常にローカルな典型 7 公害を意識して書かれたと思うのですが、後ろのほうに一つだけ「温室効果ガス」という言葉が出てきます。前のページをみますと、項目 7 のところは、熱帯の自然林とか、貴重種のこととか、砂漠化のことに触れているわけです。そうしますと、こちらの 35 のチェック項目とうまく合わないなという気がします。結論としましては、最後に地球環境問題である温室効果ガスと書いてあるのですが、もし前の 7 を受けるとしますと、このほかに幾つか地球環境問題に絡む項目があっただけいいのか

などという気がしないでもありません。そこの並びがちょっと気になっています。

あえて申し上げますと、温室効果ガスは物質名で、上のほうはほとんど現象ですから、これは「地球温暖化」と書くべきなのかなと思っています。あと追加するとすれば、貴重種のこととか、砂漠化のこととか、酸性雨のこととか、オゾン層のこととか、それも書くか。書かないで「その他」のところで受けてしまうのかということによって解決できるかもしれませんが。結論は、項目7と9の並びが悪いと思います。以上です。

- **原科議長** 今の点はいかがでしょうか。
- **上條** これはガイドラインの中で影響の項目とか、別紙であった項目をこのクエスチョネアの中に落とし込んでいるというところ。「温室効果ガス」というよりは「地球温暖化」といったほうがいいのではないかという今のご指摘は、そのように直したいと思います。ただ、ほかのところはガイドラインに記載のあった項目を一応使っていますので、ガイドラインの言葉と違う言葉遣いにしてしまうと、また時間のかかる整理が必要になってしまうと思います。ですから、もしよければ温室効果ガスのところだけ直させていただいて、あとはこの案のとおり使わせていただけたらと思うのですが。もし使って、これではやはり調子が悪いということがあれば、ここはクエスチョネアのところですので、5年後の改定を待たずに多少変えてもいいのかなという気はします。
- **森嶋委員** 実際にはODAの作業はかなりローカルな話題になると思うので、そこまでこだわっていません。その他という受け皿がありますので、それでもいいと考えています。
- **原科議長** そうしますと、今のような対応でよろしいですか。
- **作本委員** 今の森嶋さんの指摘された直前の、「事故」というところなのですが、事故というと交通事故みたいなものを私はイメージしてしまうのですが、自然災害とか、そういうところから出ている言葉なのでしょうか。そうではなくて事故があるのでしょうか。
- **原科議長** 事故は、危険物質を扱っているような工場とか、そういうこともあるのではないですか。
- **上條** この「事故」というのは影響の項目にも入っている言葉です。私より皆さんのほうが詳しいと思うのですが、アセスメントの中でリスクアセスメントという言葉遣いもあります。JICAが実際本当に事故が起きるようなものを扱うのかというのはなかなか私もよく分かりかねるのですが、何かプラントみたいなものを設計するとか計画を作って、それが過去に事故が起きたことがあるようなものだったりすれば、事故ということも想定しなければいけないのかなと思うのですが。
- **原科議長** 危険物を扱っているプラントだと事故が起こった場合に影響が出ますから、アセスではやる場合がけっこうあります。自治体のアセスですけれども。法アセスでは扱っていませんが、自治体のアセスではそういうものがあります。でも、ただ事故だという表現では確かに・・・もう少し表現を変えたほうがいいかな。まあいいかな。いいですね。では、そういうことで説明していただければいいですね。  
ほかによろしいでしょうか。よろしければ次の別紙4に参ります。

では、別紙4「カテゴリーA案件のための環境影響評価報告書」。

- **上條** ここはパブリックコメント以前と特に何の変更もありません。
- **原科議長** 何かお気づきの点はありますか。澤井委員の代理のかた。
- **澤井委員（代理和田）** 澤井委員の代理で来ました、和田と申します。  
前回に恐らくご議論があった点だと思うのですが、6ページの現地NGOというところと、今回のこの協議というところに入っています「協議会の記録。影響を受ける人々、地元の非政府組織（NGOs）」というところは同じという認識でよろしいでしょうか。すなわち地元の非政府組織という言葉がここに入りますと・・・、これは世銀のOP4.01からここに来ていますので恐らくこの言葉が入っているのだと思うのですが、それを使って6ページの「現地で活動しているNGO」というところを「地元の非政府組織」とされたほうがよいのではないかということです。いずれにせよ、現地ステークホルダーと協議するということが幾つもありまして、その協議の内容がここに入ってくるのでしょから、その意味では言葉を合わせたほうがいいのではないかと思います。
- **上條** それでは、「影響を受ける人々、地元の非政府組織（NGOs）」というところを「現地ステークホルダー」と書き換えればよろしいでしょうか。
- **澤井委員（代理和田）** そうではなくて、冒頭の6ページの『『現地ステークホルダー』』とは、事業の影響を受ける個人や団体及び現地で活動しているNGOをいう」と書いてあるところの、この「現地で活動しているNGO」というところを「地元の非政府組織」と変えたいのではないかということです。そもそもこれは世銀のオペレーショナル・ポリシーから来ているのでしょから、その部分を変えてしまうと整合性が取れなくなってしまうのではないかと思います。
- **原科議長** 私は場所がよく分からないのですが、もう一回すみません。別紙4の表現と6ページの表現を合わせたほうがいいということですね。
- **澤井委員（代理和田）** 6ページのほうを直したほうがいいのではないかと思います。
- **原科議長** 6ページのほうをね。
- **澤井委員（代理和田）** はい。
- **原科議長** それで、37ページのほうはこれで訳ができているのだから、これはこの用語でやって、それに合わせるように6ページの表現を変えたいかがでしょうかというご提案ですが。
- **澤井委員（代理和田）** 世銀のオペレーショナル・ポリシーですから、この訳のほうは恐らく正しいと思うので、これを変えてしまうと、オペレーショナル・ポリシーを踏まえたということも全部削除になってしまうのではないかと思います。
- **原科議長** 今のはどういたしますか。でも、ほかがまた影響してしまうのでしょうか。
- **上條** 6ページのステークホルダーというところは前回ちょっと議論があつて、今回修正しています。それは一とお終ったあと、もう一回見直して確認作業をするのかなと思っていたのです。「現地で活動しているNGO」という言い方は以前からしていたものです



から、その言葉をずっと生かしているのですが、今ご指摘のあった別紙4の「地元の非政府組織」という言い方と整合性を取るか取らないかというのは判断したことがないのです。そこで統一した言葉が必要だということであれば、どちらの言葉を使うかということは議論したほうが良いと思います。

- **原科議長** そうですね。これはちょっと食い違いが生じますか。現地で活動している NGO と地元の非政府組織。「地元の」というのと「現地で活動している」という違いですね。
- **富本** これは世銀の英文はどうなっていますか。
- **澤井委員(代理和田)** 世銀のオペレーショナル・ポリシーに基づき作成となっていて、世銀の英文は恐らく「地元の非政府組織」になっているのだと思います。ですから、現地で活動している NGO としてしまうと、世銀のオペレーショナル・ポリシーに沿っているということはいえなくなってしまうのではないかと思います。
- **富本** ローカル NGO という言い方ですか。
- **澤井委員(代理和田)** ローカル NGO という言い方だと思います。
- **川村委員** 確かに世銀の場合はローカル NGO です。ただ、この文章自体、そんなに世銀のオペレーショナル・ポリシーそのまま訳したというものではないのではないですか。どうなのでしょう。特にこだわっているわけではないのですが、ちょっと事実確認だけ。
- **上條** たしかこの別紙4は松本さんがくれたのでしたか。誰がくれたのか忘れてしまったのですが、JICA が用意した紙ではなくて、誰か委員のかたが提供してくださって、それを生かした形で今使っています。
- **松本悟委員** これは JBIC から来ていまして、JBIC がどこから来たかということ、地球・人間環境フォーラムが出した報告書から来ていますので、いったん原文に当たって精査したほうが良いかもしれないですね。
- **原科議長** ローカル NGO の訳し方はいろいろとありますからね。どうしましょうか。「地元で活動している」と訳したほうが丁寧な感じもしますが、そうすると意味が変わってしまいますか。
- **富本** では、精査した上で文言を統一すると。
- **原科議長** では、これはもう一回調べてください。あさってまでに作業は間に合いますか。3日までに大丈夫ですか。
- **上條** 間に合わせます。
- **原科議長** 間に合わせますか。大変ですが、よろしくお願いします。ほかにありますでしょうか。
- **上條** 一つ確認だけなのですが、そうしますと、世銀の言葉遣いを確認して、それと合わせるということによろしいのでしょうか。
- **原科議長** ただ、今の6ページを直して、ほかのところと、全体と影響しませんか。
- **上條** 6ページは定義なので、そのあとは現地ステークホルダーとステークホルダーという言葉遣いで文章を書いていますので、その現地ステークホルダーの定義のところ

「現地で活動している」という言葉遣いにするのか、今ご指摘のあった「地元の非政府組織」という言葉遣いにするのかということなのですが。今ここでの認識は、JICA のほうで世銀のペーパーに当たって確認すれば、それを日本語に訳したものが何なのかというのはあるのですが、それを確認すれば、その言葉遣いに従って修正すればいいということによってよろしいでしょうか。

- **原科議長** どうぞ。
- **松本郁子委員** これまでこの委員会の中で議論してきたのは、現地で活動している NGO を現地ステークホルダーとして考えましょうという考え方だったという認識を私は持っています。ですから、必ずしも世銀のオペレーショナル・ポリシーの中でローカル NGO と書いてあるものをそのまま地元の NGO と考えなくても、JICA の考え方というこれまでの議論に統一するほうが、流れとしてよいのではないかと思います。
- **原科議長** そうですね。これは世銀に基づきですが、そのものとは言っていませんからね。そのものではないから、「基づき」という表現だから、むしろローカル NGO という表現でないほうがいいとなれば、それはそれで良いのでは。
- **澤井委員（代理和田）** JBIC のほうの参考なのですが、JBIC は現地 NGO とそのまま訳してしまっていて、ローカル NGO ということで世銀と合わせています。途上国も、いろいろな定義があると非常に誤解を招くというか問題を起こしやすいので、そこは世銀、JBIC、JICA さんということなのですが、合わせたほうが、より一層協議が進みやすいのではないかと思います。
- **原科議長** 「ローカル NGO」と、「現地で活動している」という表現に変えた場合、具体的にどういう齟齬が生じますか。
- **澤井委員（代理和田）** ローカル NGO というのは、まさしくローカルの人たちがいて、影響を受けるかたがたがいて、そういったかたがたと一緒になって行動していくということで、まさしく地元で生まれた NGO という言葉だと思います。
- **原科議長** 現地で活動している NGO というのはローカルではない NGO も含まれるから具合が悪いと。それは具合が悪いと考えるということですが、そのほうが具合がいいという考えもありますね。
- **澤井委員（代理和田）** 広がりはありませんが、あまり持たないほうが良いと思います。
- **原科議長** それは大事な判断ですね。松本さん……。環境影響評価法でいうならば幅広くしたほうが良いのです。情報は世界中から集めようという考えですから。だから、アセス法の精神からいうとあまり限定しないほうが良い。
- **澤井委員（代理和田）** 現地 NGO という形で、一応世銀は定義しているし、JBIC も定義しているということです。
- **松本悟委員** これは私も、残り 1 日しかないですが、確認をします。世銀たるものが、例えばラオスのようにローカル NGO が一つもないところで、外国人スタッフが働いている NGO をローカル NGO と言わないということはまずありえないと思います。ですから、今、

和田さんがおっしゃった定義で世界銀行が理解しているかどうかを私自身も確認してみます。

- **原科議長** 私もそう思いますし、むしろガイドラインは世銀を超えるものを目指しているわけですから、世銀が狭くしているのだったら広くすればいいのです。富本委員。
- **富本** 和田さんがおっしゃるように、いろいろな機関が別々のメッセージを発するというのは、確かにオーナーには負担にはなります。ですから、6ページのほうはちゃんと定義をしておけばいいと思うので、JICAとしては、ローカルに登録している NGO とローカルで活動している NGO、それは外国の NGO も含むと。その場合に、登録しているか、登録していないかというのは大きな問題なのですが、しかし、いずれにしても活動していると。したがって、意見を持っているという NGO も含むのだよということを、JICAとしてはその範囲として考えるということを確認に伝えれば、そこは誤解が起こらないと思います。そこが世銀と違うのであれば、今度は世銀と議論をしなくてはならないと思います。
- **原科議長** 違ったってかまわないのではないですか。
- **富本** もちろん世銀に対してチャレンジをしてもいいと思います。
- **原科議長** 世銀に対してうちのほうが良いということでもいいですよ。
- **富本** 威張る必要はないのですが、どういうふうになっているのかということは質問を投げて、もしそこで世銀が確かに非常に狭い範囲を限定しているとすれば、そこは問題ではないかとチャレンジするのも一つの方法だし、もう少し全体として議論していくということも必要だと思います。もしそこまで非常にポリティカルな意味を含んでいるとすれば、そこは JICA のメッセージとして、あるいはこの委員会のメッセージとして発信する価値はあると思います。
- **澤井委員（代理和田）** いずれにせよ、調べていただければ分かる話だと思うので、調べていただくということをお願いします。
- **原科議長** では、この件はそういうことで対応してください。
- **川村委員** これはどう言ったらいいかちょっと私も悩んでいるところなのですが、世銀の、参照されている OP4.01 Annex B を今ちょっと見ているのですが、これだと実はもう少しここに書かれているよりも詳しく書いている部分があります。それは、先住民族発展計画、もしくは再定住計画等、関連する報告書も添付せよという文章になっています。これは、JBIC のときも私はたしかそういうパブリックコメントを出したと思います。今回は出していなかったのもちょっと気が引けているのですが、そういう一貫性を保つということであるならば、何かそういうことも含みうるような表現にしておいたほうがいいだろうし、その趣旨は恐らくこの環境ガイドラインでも含まれていると思います。先住民族に関係してくる場合は当然何か対処しなければいけないわけですから、そういう先住民族の発展計画なり、あるいは再定住の計画なりは当然付随するだろうという想定はできると思うのですが、その辺は何かもう少し言及できないかと思ったのです。
- **原科議長** 今、富本委員がおっしゃったようなことでよろしいのではないかと思います。

が、いかがでしょうか。

- **富本** もし具体的な文言が必要であれば加えていただければいいと思います。恐らく最小限にとどめているのだと思いますが、そのうえでさらに必要であるということであれば、文言を提案していただければよろしいかと思います。ここに住民移転計画というのは入っていますよね。必要性を明らかにするという言い方になっていますが。先住民の発展計画というのは各国にあるのでしょうか。それを確認したうえでということになると思いますが。
- **川村委員** 要は必要性だけではなくて、これも添付しろみたいな部分も一言、9か何かに、関連の計画も添付するよというのを一言入れればよろしいのではないのでしょうか。
- **上條** あと一つ、この別紙4がなぜついたかということをもう一回思い返したのですが、これはD/Dのところを議論していたときに、D/Dを扱うのでこの別紙4が入ったと思います。ただ、D/Dといっても、連携D/Dの場合はJBICのガイドラインで適用されるのであまりJICAは関係ないのですが、この別紙4が関係してくるのは連携D/D以外のD/Dのときなのです。JICAが自らEIA報告書を受領して内容をチェックするということが生じるのは、連携D/D以外のD/Dのことです。ただ、あまりそういう事例は多くないというのが事実ですが。そういう状況でこの別紙4は出てきたということです。これはまた確認して、必要な修正があれば修正して水曜日にお見せするというでいいでしょうか。
- **原科議長** では、そうしてください。  
それでは、別紙4はよろしいでしょうか。作本委員、どうぞ。
- **作本委員** 24ページに「モニタリング」と「フォローアップ」があります。私は先ほどからこれを3度も4度も見比べながら読んでいるのですが、A・Bカテゴリーについてはモニタリングで入っているわけですが、どこまでモニタリングで切っていて、後半のフォローアップはどのようなカテゴリーのどの部分についてフォローアップという言葉をはめているのか。自分の読解力の問題かもしれませんが、分からないのが一つです。モニタリングの場合には「第三者等」という言葉が条件で入っているわけですが、フォローアップの場合には、3番ですが、協力事業の終了後、影響が生じたなどの指摘がなされた場合、だれが指摘しようとかまわらないけれども、指摘がどこからか出てきた場合ということです。この上の第三者等を使った場合のモニタリングと、フォローアップはそれが入っていないというのは、何か使い分けがなされているのでしょうか。そのあたり交通整理をしていただけるとありがたいのですが。
- **上條** このモニタリングというのは、3.6.3という番号が振ってあるのですが、これは3.6の「技術協力プロジェクト」の続きというか、「技術協力プロジェクト」の中に入っていることなのです。フォローアップは番号が3.7と振られているように、性格がちよっと違うのです。ですから、モニタリングまでやるのは、JICAの扱っている事業の中では技術協力プロジェクトが想定されます。ですから、開発調査とか無償資金協力の場合は、JICAはモニタリングまで関与しないわけです。その事業の実施段階までは関与しない。3.6.3

のモニタリングは技術協力プロジェクトの事業実施段階です。R/D を結んだあとの部分です。そこで3年間とか5年間とか事業をやるわけなのですが、その部分を指しているわけです。3.7 のフォローアップというのは、開発調査と無償資金協力の事前の調査を想定している文章です。

○ **作本委員** 3.7 の1 ですが、文章に主語を示す「は」が幾つかありまして、環境影響評価の審査は外務省が担当すると前半に書いてあると思うのですが、そこから今度「JICA は」ということで、審査前の段階でフォローアップを行うと。この文章ですっきりしているのでしょうか。文章がこれで読みづらくないかということ、特に3.7 の1 について見ていただければありがたいのですが。

○ **上條** この文章は改定委員会の提言で頂いた文章がベースになっていまして、それを何度か議論をしながらこの文章になったということです。ここで主眼としているのは、JICA の場合は、開発調査や無償資金協力の場合はプロジェクトサイクルのいちばん上流のところだけ、計画作成までは担当しますが、そこから事業の段階では JICA の手を離れてしまうと。ただし、JICA が計画作成しているところと事業を実施するところの間に、JICA の手を離れてから、そのあとの事業実施段階を担当する組織が担当するまでの間に空白が生じてしまう。そこでやはり、JICA が支援をした環境社会配慮調査の結果がちゃんと反映されているかどうかを、JICA 自身が確認するべきだという議論が改定委員会の中であったと思います。そのことを指しています。ただ、文章が分かりづらいと言われてしまうとまた直さなければいけないとは思いますが、ただ、もうあまり直したくないというのが本音です。

○ **作本委員** 分かりました。

○ **原科議長** 時間も少ししかありませんが、どうしましょう。もう一度前からやったほうがいいでしょうか。ただ、時間の予定はどうなっていましたか。大丈夫ですか。少しやりましょうか。

では、元に戻りましょう。前回の議論で直していただいたところの確認を。それでは説明してください。

○ **上條** では、2 ページに戻っていただきまして、前回の議論で「序論」の「論」を取れということがありましたので、このガイドライン案の目次の「序論」の「論」は取って「序」にしてあります。

あとはⅡの2.2 で、ステークホルダーの協議ということだったのですが、現地ステークホルダーという言葉遣いを導入しましたので、ここは「現地ステークホルダーとの協議」としました。

直したところを主にいいますと、あとは4 ページの序のところなのですが、理念に合ったパラグラフを序のほうに持ってきたほうがいいということがありまして、そのようにしました。リオ原則とか、アジェンダ 21 とか、OECD の勧告から JICA が 88 年の分野別研究会から始まったというところは全部序に持ってきました。そういう趣旨で修正しました。

あとは、この序の中段以下では、いろいろな委員のかたが関与したという言葉遣いを入れました。ですから、これは前回の議論を踏まえて変えました。

5 ページは、1.1 の「理念」の下のほうですが、発言の責任という言葉遣いが前回議論がありまして、「真摯な発言を行う責任が求められる」という言葉遣いに直しています。関連するところはすべて同じ言い方にしています。

あと直したのは、1.3 の定義の4番の下から2行めですが、「及ぼすおそれのある」と、「おそれのある」という言葉遣いのほうがいいということで、「おそれのある」という言葉遣いにしています。

あとは、先ほども少し議論がありましたが、6 ページの真ん中ぐらいの、10 番のステークホルダーの定義で、現地ステークホルダーとステークホルダーの二つの言葉遣い分けをしようということになりました。現地ステークホルダーのほうは、事業の影響を受けるという言い方をすれば、居住するかたも、そこで何かビジネスをやるかたもすべて入ってしまうと思いましたので、「事業対象地に居住する」という言葉を取りました。そのほうが分かりやすいと思いました。「事業の影響を受ける個人や団体」と。この間の議論でも、団体だけではなくて個人のかたもあるということでしたので、「個人や団体」と。

あと、不法居住者の言葉遣いをどうしたらいいかということがありまして、川村さんから前回の会議以降、提案を頂きまして、今はここに並列して書いていますが、「非正規居住者」という言葉使いも書いてあります。これもどちらを取ったらいいのちよっと判断しかねるので今は並べて書いてあります。

あとは、先ほども議論がありましたが、まだ「現地で活動している NGO」という言い方をしています。

また、『「ステークホルダー」とは』という言い方で、ここは新しい言葉なのですが、「現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体」という言い方にしました。それであれば、研究者のかたであろうが、政府機関のかたであろうがすべて含まれるだろうということですので、こういう言い方にしました。

あと、「審査諮問機関」という言葉の定義も入れたほうがいいということでしたので、11 番に「審査諮問機関」という言葉の定義を入れました。

あとは、18 番のところで「IEE レベル」というもので前回質問をするかたがいらっしゃいまして、IEE レベルでも代替案を検討するのだという趣旨で直したほうがいいというご指摘でした。そこで、17 番の EIA レベルと同じような書きぶりで直しまして、「代替案」という言葉を入れて、あとは 17 番の EIA レベルを参考にした言葉遣いで IEE レベルの言葉遣いを説明しました。

7 ページは特に修正は入れていません。

8 ページは、重要事項の5番で、先ほど定義のところステークホルダーという言葉の定義をしましたので、ここは、以前は居住する住民とか、NGO とか、研究者とかいう言葉遣いをいろいろと並べていたのですが、一言ステークホルダーとしました。あとは「真摯

な発言を行う責任」という言葉も同じように変えてあります。8ページはほかには特に修正していません。

9ページは、1.6の4番で、2行めのステークホルダーというところに「現地」という言葉をつけました。あとは1.8の「緊急時の措置」の3行めで、前は「緊急の理由」と書いてあったのですが、ここは「緊急の判断」と、「判断」という言葉遣いにしてあります。

10ページでは、これは2.1と2.2がそうだったのですが、2.1で「働きかける」という言葉遣いは全部やめました。具体的にどこを変えたのかというと、「働きかける」という言葉遣いは全部取ったということと、2.1の7で、ステークホルダーの前に「現地」という言葉を足しました。それから、8番のところ「関連する報告書」という言葉遣いをしました。あとは「相手国政府と共同で」という言葉遣いを入れてあります。

2.2も同じような趣旨で「働きかける」という言葉を全部取ってありまして、その代わりに「相手国政府と共同で」という言い方をしています。あとはステークホルダーの前に「現地」という言葉をつけています。

11ページは、前回からの修正は特に何も入っていません。

12ページも特に何の変更もしていません。

13ページの5番ですが、前回の情報公開のことで、「関連する法律を踏まえて」という言い方を最初はしていたのですが、そこは情報公開の2.1で整理するのではなくて、2.6の「参照する法令と基準」のところで書いたほうが良いというご指摘がありました。そこで、5番として、「JICAは、情報公開に関し、相手国政府と日本政府の関連する法律を踏まえる」という言葉遣いを加えてあります。

2.7は議論がありまして、2.7の1の「特別の配慮が求められる」というところの表現ぶりなのですが、これも前回の議論で、まずはJICAが相手国政府の理解を得ることが大事だというご指摘がありました。それを得たうえで、情報公開は現地ステークホルダーとの協議の際に特別な配慮を行うのだという趣旨で書いたらいいというご指摘でしたので、「相手国政府の理解を得た上で情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際に」という言葉遣いにしました。

2.7の2も議論がありまして、ここは具体的にいえば川村さんと相談させていただいて文章にしました。国際人権規約とか国際的人権基準という言葉は落とさないようにしまして、ただし、その原則を尊重するのだと。その基準や規約を遵守されているかどうかをJICAがチェックするということではありませんということを確認にしたいのですが、その原則を尊重すると。あとは弱者のかたという表現ぶりのところで、「障害者」という言葉も入れました。最後の「人権に関する国別報告書や」というところは、前回の案文のとおりになっています。

2.7までの、前回の議論で修正した点は以上です。

- **原科議長** ありがとうございます。今のところで何かありますか。よろしいですか。それでは確認したということにします。

ほぼ予定の時間になりましたが、今日はこれでよろしいですか。

- **上條** それでは、次回は今日の議論を踏まえて、次回といってもあさってなのですが、2.8以降の言葉をセットして、特に NGO の方の言葉遣いというあたりも確認させていただいて、そのセットをして、皆さんに確認していただくということでもよろしいでしょうか。
- **原科議長** そうですね。松本委員。
- **松本悟委員** それと、その中で懸案となっている、例えば JICA 側の実施体制とか、異議申し立てについて今後どういうスケジュールを考えているかとか、そのあたりについても、併せて3日の日に JICA 側から何かご説明いただけるのでしょうか。
- **原科議長** そうですね。それがありませんね。
- **上條** それはその予定にしています。
- **原科議長** それでは、ガイドラインの案文の修正を行いましたあと、今後の実施体制とか将来の展開についてご説明いただくということになります。  
それから、何か関係省庁のかたに決意表明していただくというのはなかったですか。
- **上條** 今日も当日参加者としては来ていただいているのですが、多分3日の日には何かご説明いただけると思います。
- **原科議長** そうですか。それはお願いしてください。それではよろしいでしょうか。  
では、今日はこれで終わります。どうもありがとうございました。

午後八時終了